

■学位論文に係る評価基準
詳細は本学規程によります。

項目	修士		博士		
		課程(甲)	論文(乙)		
学位授与	<p>【大学院学則】 第9条 本学大学院修士課程または博士前期課程に2年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、本学大学院の行う修士論文の審査および最終試験に合格した者をもって、その課程を修了したものとす。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、当該修士課程または当該博士前期課程の目的に応じ適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。</p> <p>第11条 修士の学位は、修士課程または博士前期課程を修了した者に授与する。</p>	<p>【大学院学則】 第10条 博士課程に5年(修士課程または博士前期課程を修了した者については、当該課程における2年の在学期間をふくむ。)以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本学大学院の行う博士論文の審査および最終試験に合格した者をもって課程を修了したものとす。ただし、在学期間に関しては、優れた研究実績を上げた者については、大学院に3年(修士課程または博士前期課程を修了した者については、当該課程における2年の在学期間をふくむ。)以上在学すれば足りるものとする。</p> <p>第12条 博士の学位は、博士後期課程を修了した者に授与する。</p>	<p>【大学院学則】 第13条 本学大学院の博士後期課程を経ないで論文を提出し、博士の学位を請求した者については、論文の審査および試験に合格し、かつ、先行学術に関し博士後期課程を修了した者と同等以上の広い学識と研究能力を有する者と確認された時は、経済学研究科委員会の意見を聴いて博士の学位を学長が授与することができる。</p>		
申請方法	<p>【学位規程】 第3条 略 2 修士の学位は、本学大学院修士課程または博士前期課程を修了した者に授与する。</p> <p>(修士の学位授与の申請) 第7条 学位授与申請書に修士学位論文3部を添えて研究科委員会に申請するものとする。</p>	<p>【学位規程】 第3条 略 2 略 3 博士の学位は、本学大学院博士後期課程を修了した者に授与する。</p> <p>(博士の学位授与の申請) 第17条 第3条第3項により博士の学位授与を申請する者は、学位授与申請書に学位論文3部を添えて研究科委員会に申請するものとする。 2 博士学位論文を提出しようとするときは、別途定める所定の条件*4を満たしたうえで、あらかじめ指導教授の承認を受けなければならない。</p>	<p>【学位規程】 第3条 略 2 略 3 博士の学位は、本学大学院博士後期課程を修了した者に授与する。</p> <p>4 前項に定めるもののほか、博士の学位は、本学大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、本学大学院の博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者にも授与する事ができる。</p> <p>(論文提出による博士の学位授与の申請)*2 第24条 第3条第4項により博士の学位授与を申請する者は、学位授与申請書に学位論文3部、住民票記載事項証明書、履歴書2部、写真1枚および別に定める学位審査手数料*2を添えて、学長に申請するものとする。</p>		
申請の条件	<p>【学位規程】 第8条 博士前期課程の在学者で既に所定の単位を修得した者、または論文審査終了までに所定の単位を修得し得ると認められた者に限る。 第9条 修士学位論文を提出しようとするときは、論文の題目とその研究計画についてあらかじめ指導教授の承認を受けなければならない。</p>	<p>【学位規程】 第17条 第3条第3項により博士の学位授与を申請する者は、学位授与申請書に学位論文3部を添えて研究科委員会に申請するものとする。 2 博士学位論文を提出しようとするときは、別途定める所定の条件を満たしたうえで、あらかじめ指導教授の承認を受けなければならない。</p>	<p>【学位規程】 (学力の確認) 第26条 第24条により博士学位論文を受領したときは、研究科委員会は、当該申請者について学力の確認*3を行う。学力の確認は、学位授与申請者が本学大学院博士後期課程を経た者と同等以上の学力を有するか否かについて口頭試問または筆答試験によって行い、外国語については2種類を課すことを原則とする。</p>		
審査委員体制	<p>【学位規程】 第10条 審査および最終試験は、研究科委員会が選出する審査委員が行う。 2. 審査委員は指導教授を主査とし、当該論文に関連する授業科目担当の教員2名以上を副査として加えるものとする。ただし、必要があれば他の教員を副査に加えることができる。 3. 略 4. 第2項にかかわらず、研究科委員会の承認があれば、特定課題についての研究の成果の審査を主査のみで行うことができる。</p>	<p>【学位規程】 (博士学位論文の審査および最終試験) 第18条 研究科委員会は、博士学位論文の審査および最終試験の審査委員を選出する。 2. 審査委員は指導教授を主査とし、当該論文に関連する授業科目担当の教員2名以上を加えるものとする。ただし、必要があれば他の教員を加えることができる。</p>	<p>【経済学研究科の論文博士審査委員に関する規程】 第2条 審査委員は3名以上とする。 2 審査委員は、本研究科委員会が特に認める場合を除き、博士の学位を有するものとする。 3 審査委員は、提出された学位論文に関連する研究に従事する者とする。 4 本学の専任教員または特任教員で、大学院の授業科目を担当するものから2名選出する。 5 他の大学院または研究所等の教員もしくはそれに相当する研究員の1名選出する。 6 審査委員のうち1名を主査とし、本学教員から選出する。</p>		
審査方法	<p>【学位規程】 第11条 修士学位論文の審査および最終試験は、前条の審査委員が行う。 2 最終試験は、学位論文を中心として試問の方法によって行う。</p>	<p>【学位規程】 第19条 博士学位論文の審査および最終試験は、前条の審査委員が行う。 2 最終試験は、学位論文を中心として試問の方法によって行う。</p>			
審査基準	<p>【経済学研究科学位論文審査に関する内規】 (修士論文の審査基準) 第2条 大阪経済大学大学院学則(以下、大学院学則という。)第9条に定める修士論文は大学院学則および学位規程に定めるもののほか、以下の提出要件と審査基準を満たさなければならない。 (1) 提出要件 ① 修士論文は原則として40,000字程度(図表を含む。)とする。ただし、研究分野によって、この条件は弾力的に運用する。 ② 2,000字程度の概要を添付すること。 ③ 修士論文提出までに、中間報告会において報告していること。 (2) 審査基準 ① 研究目的が明確で、課題設定が適切になされていること(研究テーマの適切性)。 ② 当該テーマに関する先行研究についての十分な知見を有し、立論に必要なデータや資・史料の収集が適切に行われていること(情報収集の適切性)。 ③ 研究の目的を達成するためにとられた方法が、データ、資・史料などの処理・分析・解釈の仕方も含めて、適切に行われていること。先行研究に對峙し得る発想や着眼点があり、それらが一定の説得力を有していること(研究方法の適切性)。 ④ 全体の構成も含めて論旨の進め方が一貫しており、当初設定した課題に對峙した明確かつオリジナルな結論が提示されていること(論旨の妥当性)。 ⑤ 文章全体が確かな表現力によって支えられており、要旨・目次・章立て・引用・注・図版等に関する体裁が整っていること(論文作成能力)。 第3条 大学院学則第9条第2項に定める特定の課題についての研究の成果(以下、課題研究レポートという。)は、大学院学則および学位規程に定めるもののほか、以下の提出要件と審査基準を満たさなければならない。 (1) 提出要件 ① 課題研究レポートは20,000字程度(図表を含む。)とする。ただし、研究分野によって、この条件は弾力的に運用する。 ② 課題研究レポート提出までに、中間報告会において報告していること。 (2) 審査基準 ① 研究目的が明確で、課題設定が適切になされていること(研究テーマの適切性)。 ② 当該テーマに関する先行研究についての十分な知見を有し、立論に必要なデータや資・史料の収集が適切に行われていること(情報収集の適切性)。 ③ 研究の目的を達成するためにとられた方法が、データ、資・史料などの処理・分析・解釈の仕方も含めて、適切に行われていること(研究方法の適切性)。 ④ 全体の構成も含めて論旨の進め方が一貫しており、当初設定した課題に對峙した明確な結論が提示されていること(論旨の妥当性)。 ⑤ 文章全体が確かな表現力によって支えられており、要旨・目次・章立て・引用・注・図版等に関する体裁が整っていること(論文作成能力)。 (3) 課題研究レポートには、以下のような具体例が挙げられる。 ① 内外の先行研究を取りまとめ、対象となるテーマについて、より広い視点から理解を深めたもの(サーベイ論文)。 ② 先行研究の手法をほぼそのまま応用し、対象となる時期や、対象となる変数やデータを変える事で、従来の結果の妥当性を検証したり、拡張したもの(実証分析)。 ③ 先行研究に基づき、それに関連する事例を調べ、ケーススタディーとして考察を加えたもの(フィールドワーク)。 ④ 行政や企業経営、コミュニティなどの現場を重視しながら、そこで生起する諸問題に對し、解決の方策を企画・提案したもの(政策立案)。</p>	<p>【経済学研究科学位論文審査に関する内規】 (博士論文甲の審査基準) 第4条 大学院学則第10条に定める博士論文は、大学院学則および学位規程に定めるもののほか、以下の提出要件と審査基準を満たさなければならない。 (1) 提出要件 ① 「大学院経済学研究科課程修了による博士学位授与申請に関する内規」に定める申請要件を満たしていること。 (2) 審査基準 ① 研究目的が明確で、課題設定が適切になされていること(研究テーマの適切性)。 ② 当該テーマに関する先行研究についての十分な知見を有し、立論に必要なデータや資・史料の収集が適切に行われていること(情報収集の適切性)。 ③ 研究の目的を達成するためにとられた方法が、データ、資・史料などの処理・分析・解釈の仕方も含めて、適切に行われていること。先行研究に對峙し得る発想や着眼点があり、それらが一定の説得力を有していること(研究方法の適切性)。 ④ 全体の構成も含めて論旨の進め方が一貫しており、当初設定した課題に對峙した明確かつオリジナルな結論が提示されていること(論旨の妥当性)。 ⑤ 文章全体が確かな表現力によって支えられており、要旨・目次・章立て・引用・注・図版等に関する体裁が整っていること(論文作成能力)。 ⑥ 上記の基準を満たした上で、当該学問分野における研究を進展させるに足る知見(学術的価値)が見出せること。また、その点に基づいて申請者が近い将来、自立した研究者として当該分野の中で活躍していく能力および学識が認められること。</p>	<p>【経済学研究科学位論文審査に関する内規】 (博士論文乙の審査基準) 第5条 大学院学則第13条に定める博士論文は、大学院学則および学位規程に定めるもののほか、以下の提出要件と審査基準を満たさなければならない。 (1) 提出要件 ① 「大学院経済学研究科論文博士の学位授与申請に関する内規」に定める必要事項を満たしていること。 ② 提出論文を公開しているか、1年以内に公開される予定であること。 (2) 審査基準 ① 研究目的が明確で、課題設定が適切になされていること(研究テーマの適切性)。 ② 当該テーマに関する先行研究についての十分な知見を有し、立論に必要なデータや資・史料の収集が適切に行われていること(情報収集の適切性)。 ③ 研究の目的を達成するためにとられた方法が、データ、資・史料などの処理・分析・解釈の仕方も含めて、適切に行われていること。先行研究に對峙し得る発想や着眼点があり、それらが一定の説得力を有していること(研究方法の適切性)。 ④ 全体の構成も含めて論旨の進め方が一貫しており、当初設定した課題に對峙した明確かつオリジナルな結論が提示されていること(論旨の妥当性)。 ⑤ 文章全体が確かな表現力によって支えられており、要旨・目次・章立て・引用・注・図版等に関する体裁が整っていること(論文作成能力)。 ⑥ 上記の基準を満たした上で、当該学問分野における研究を進展させるに足る知見(学術的価値)が見出せること。また、その点に基づいて申請者が自立した研究者として当該分野の中で活躍していく能力および学識が認められること。</p>		

*1 「経済学研究科 課程修了による学位授与申請に関する内規」に必要な事項を定める

*2 「経済学研究科 論文博士の学位授与申請に関する内規」に必要な事項を定める

*3 学力の確認は条件により免除されることがある

*4 学位審査手数料は条件により免除されることがある